

一橋大学

経済社会を支える会計と監査

- 利益測定の誕生と普及
- 会計は経済社会のインフラ
- インフラを守る監査

2020年06月11日

公認会計士・監査審査会

会長 櫻井 久勝

「会計」という言葉で 何をイメージしますか？

■たとえばグループ旅行の会計記録

(収入) 参加費	30,000×5人		150,000
(支出) 交通費	8,000×5人	40,000	
宿泊費	12,000×5人	60,000	
飲食費	7,000×5人	35,000	<u>135,000</u>
		残額	<u>15,000</u>

■どんな役に立つか

- ・残っているべき現金額を明らかにして紛失を予防 (財産管理)
- ・参加者への会計報告 (幹事の信任)
- ・次回の旅行計画の基礎データ (将来への参考資料)

■会社の会計には、もう一つの重要な役割がある。

会社の経営のための会計

- 人間が一人でやれることには限界。そこで大勢が力を合わせて会社を作り、人々の生活に必要なものを生産し販売。
- しかし会社を作っただけで自動的にうまくいく保証なし。
- **会社の経営がうまくいっているか、反省と改善が必要。**

- 会社の経営の成功と失敗は、**何で判断するか。**
- ひとつの**重要な尺度は会社のもうけ、すなわち「利益」。**
- もちろん、利益だけが会社の目的ではないけれど・・・。
- 損失がかさめば財産が減少して倒産の危機が迫り、雇用も維持できないので、利益の獲得は不可欠の前提。
- 競争相手が黒字（利益）なのに、わが社が赤字（損失）なら、経営の改善が必要な証拠。

- いわば**「利益」は会社の成績**であり、健康診断の体温計と同様である。
- **企業会計の重要な役割は、利益を測定し、関係者に報告すること。**

利益はどんな方法で測るのか

- 企業経営に伴う財産の変化「貸借対照表」

現金 500	借入金 200
	資本金 300

左右同額

現金 100	借入金 200
商品 400	資本金 300

商品250を280で掛売

現金 100	借入金 200
商品 150	資本金 330
売掛金 280	

+30 利益

- 利益はどうやって生じたか「損益計算書」

費用 (売上原価) 250	収益 (売上高) 280
---------------------	--------------------

利益 30

- 投下資本に対する利益率 $30 \div 300 = 10\%$

自己資本純利益率 (Return On Equity) は、出資者からみた会社の成績

さまざまな会社の利益率

自己資本純利益率 (ROE) = 純利益 ÷ 自己資本 = ? %

2020年3月までの1年間の成績：金額は億円

会社名	利益	資本	利益率
• トヨタ自動車	20,762	197,044	10.5 %
			ホンダ 5.6 %, 日産 △14.3 %
• NTTグループ	8,553	91,630	9.3 %
			KDDI 14.9 %, ソフトバンクG △14.2 %
• 三井住友FG	7,039	111,183	6.3 %
			みずほFG 5.2 %, ゆうちょ 2.7 %
• すき家 (センヨー)	120	769	15.6 %
			松屋 6.2 %, 吉野家 1.5 % (2月)

利益を測る仕組み

- 取引の記録 ---- 取引発生順のデータベース

現金	300	/	資本金	300
現金	200	/	借入金	200
商品	400	/	現金	400
売上原価	250	/	商品	250
売掛金	280	/	売上	280

- 取引の集計 ---- 項目別の整理

現金	100	借入金	200
商品	150	資本金	300
売掛金	280	売上	280
売上原価	250		

- この技術の名前は「複式簿記」 複式 = 2重、簿記 = 帳簿記入

利益を測る技術の誕生と普及

■複式簿記の誕生

- いつ : 遅くとも1400年代に
- どこで : 北イタリアで
- 誰が : 地中海貿易に従事した商人たちが

歴史上の証拠

数学者ルカ・パチョーリ(1445-1517)が **ヴェネツィア**で1494年に出版した
数学の教科書の一部で利益測定技術（複式簿記）を解説

■国際的な普及

- イタリア商人の活動により **ヨーロッパ大陸**各地へ伝播
- 1700年代 **イギリス**で製造業の会計（工業簿記）が追加
- ヨーロッパ人の移住により **アメリカ**へ伝播

■日本への導入

- **日本**へは明治の始めに **アメリカ**から導入

福澤諭吉（訳）「帳合之法」 1873年（明治6年）,慶應義塾出版局。

[原書] H.B.Bryant & H.D.Stratton, *Common School Book-keeping*, 1861.

会社をめぐる利害関係

■利益測定技術は人類の共有財産・・・使われ続けた長い歴史がある。

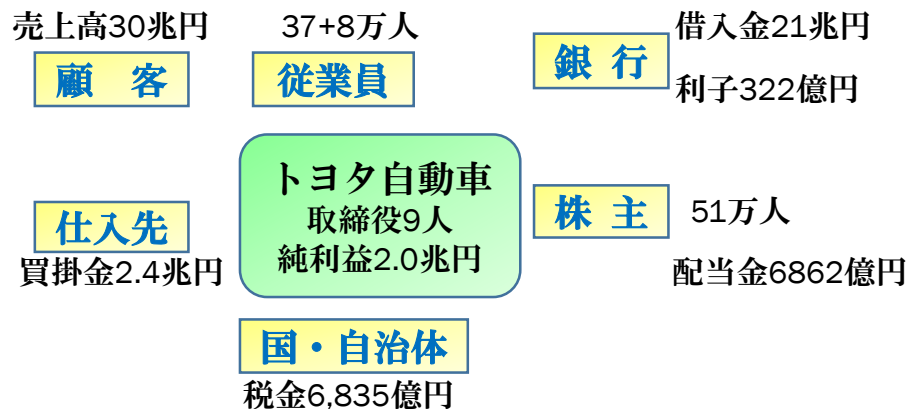
* イタリアの本から526年、福澤諭吉から147年。当初の手書帳簿⇒複式簿記に基づくコンピュータ会計

* 歴史学者（ドイツ人ゾンバルト）「もし複式簿記がなければ、資本主義はこれほど発展していなかっただろう」。

* なぜ、こんなに長く使われ続けてきたのか。

企業の繁栄に不可欠な、企業自身による業績把握や、利害関係者との良好な関係構築のために、
会計が役立つ。

■企業をめぐる利害関係（例：トヨタ自動車 2020年3月末）



■主要な関係者の関心事項

株主(投資者)：取締役は誠実で有能か、
株価は値上がりするか

銀行など債権者：利子が支払われ、
元金は返済されるか

取引先：取引の価格は適切か

従業員：業績からみて給与水準は妥当か

国・自治体：納税額は適切か、
規制や補助金は必要か

会計の役立ち：利害調整と情報提供

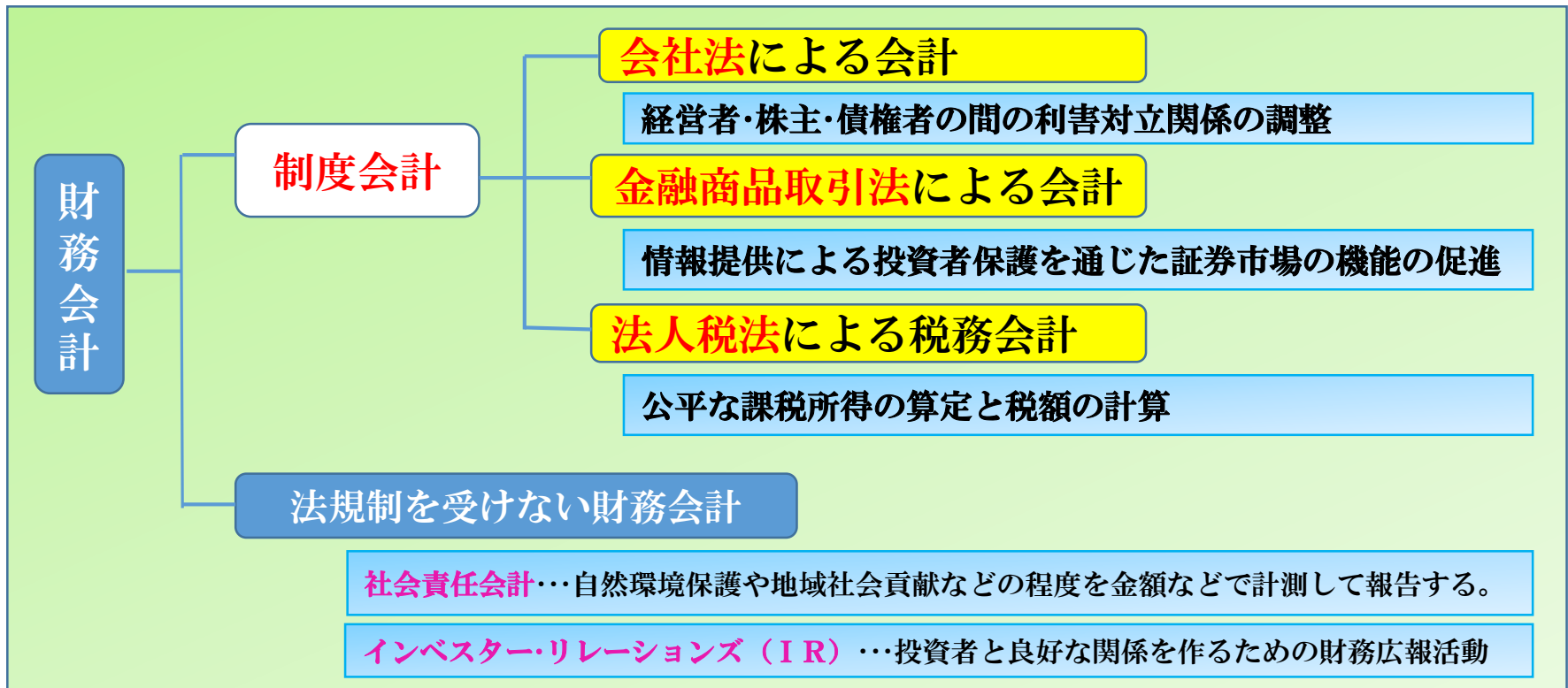
- ① 会社みずからが成績を把握するのに不可欠・・・企業経営の健康度を示す体温計
- ② 会社をめぐる利害対立の調整に利用・・・これが会計の利害調整機能
 - ・ 経営者に資金を任せた株主は、経営者の誠実性や能力を知りたい --- 利益で判断
 - ・ 企業に資金を貸した債権者は、財産分配の妥当性を確認したい --- 利益の範囲内での分配⇒ 会社法の会計規制へ発展
- ③ 情報公開を通じて国全体の資金の配分の効率化に利用・・・これが会計の情報提供機能
 - ・ 業績の良い企業ほど、株価が高くなっていけば、人々の貯蓄は好業績の企業へ集まるそのためには、どれが優良企業かを見分けるための情報（会社の成績表の公表）が必要
⇒ 金融商品取引法の会計規制へ発展

EDINET（Electronic Disclosure for Investors' Network）で、金融庁に届出、
誰でも閲覧可能

企業会計をめぐる3つの法律

もともと会計報告は自然発生的→企業の社会的な影響力が増大

→企業に対する法律の規制→「制度会計」(法律の規制に基づいて行われる会計)



会社法の会計規制の理念

■株式会社の光と影

- 会社（合名、合資、合同、株式）のうち、最も繁栄しているのは株式会社
- 繁栄の理由は、**資金調達**の**有利性** および **利益分配への参加**
- その反面で、経営者・株主・債権者の間に**利害対立**を生じる可能性 ⇒会計を利用して利害調整

株式会社の特徴	① 株式制度 により 所有権を均等に細かく分割できる ⇒細分すれば1株は安い額になる	②出資者は 有限責任 ⇒事業が失敗しても最初の 出資額を放棄するだけでよい
資金調達からみた 有利性	個々人の資金は零細でも、大勢から集め れば、巨額資本を形成できる	損失に上限があるので、出資者は安 心して出資できる
有利性に伴う 副作用	出資者が増えれば個々人の影響力は低下 ⇒ 所有と経営の分離	出資者が有利な分だけ債権者は不利 ⇒ 債権者保護 の必要性
弱者側の懸念	経営者は出資者の利益を最優先すべきな のに、自分の個人的利益を優先している のではないか	株主が会社の財産を山分けしてしま えば、貸した金は帰ってこない
会社法の対応	株主総会の前に株主に決算書を送り、経 営者の能力や誠実性を評価（業績評価） ⇒ 経営者と株主の利害調整	儲けは分配してもよいが元手は分配 できないものとする（分配制限） ⇒ 株主と債権者の利害調整

会計が果たすこの役割を**利害調整機能**という。

金融商品取引法の会計規制の理念

■証券市場の発達が利害対立に及ぼす影響

- 株主が経営者に不信なら株式売却して自己の利益を守ればよい。
⇒ 株主の関心事は、経営者の評価から投資の利益へ変化。
- 株式や社債を売買する人々を（潜在的な者も含めて）投資者という。

■投資者の情報要求に応えることの社会的な重要性

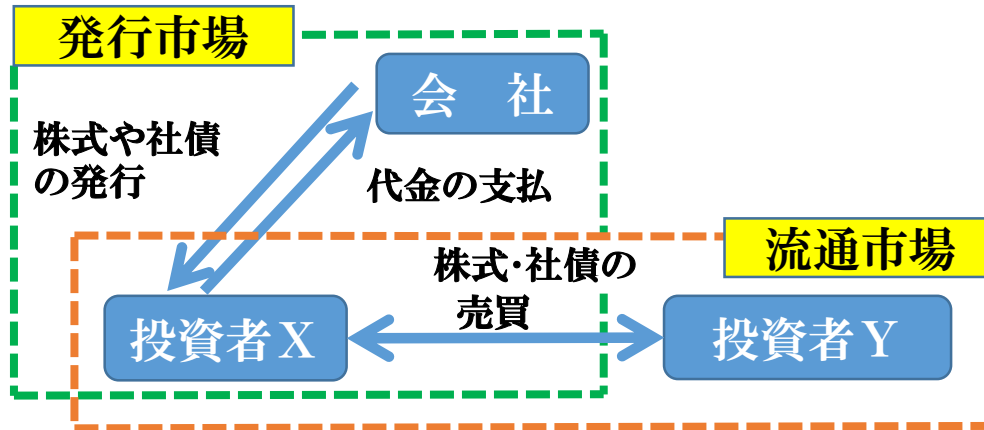
- 企業の必要資金は、投資者が株式や社債を購入して提供しており、その資金は市場を通じて企業へ供給。
- 証券市場が成立し機能するためには、企業から投資者への情報提供が不可欠。

G.A. Akerlof, "The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism,"
Quarterly Journal of Economics, August 1970.

- アカロフの「レモンの市場」論文 2001年ノーベル経済学賞 受賞
 - ①中古車のオーナーは100万円で売りたい。②買主は欠陥車の可能性を疑う。70万なら買うけれど…。
 - ③70万では売りたいくないオーナーは、中古車市場から車を取り下げる。
 - ④別の中古車オーナーが、自分の車を70万で売りに出す。これが繰り返されると市場には本当の欠陥車ばかりがあふれる（逆選択）。→ 市場が崩壊してしまう。
- 品質に不確実性がある財貨が取引される市場が成立するには、売主から買主への情報提供が必要。
証券市場で取引される株式や社債も、その品質（安全性や収益性）が不確実である。

※ 企業から投資者へ財務報告を行って市場を成立させる役割を、会計の情報提供機能という。

金融商品取引法による市場機能の促進



発行市場：

会社が新規に株式や社債を投資者に売り、代金として資金調達する市場

流通市場：

会社が発行した株式や社債を、投資者どうしが売買する市場

■経済全体における資金配分

- 流通市場で成立する株価が高いほど、株式の発行価格も高く設定できる。
たとえば A社 2,000円、B社 600円、C社 80円なら、各社が1株の発行で調達できる金額は？
- 業績の良い企業ほど株価が高くなっていけば、業績の良い企業に多くの資金を集中できる。
- そのためには、企業の業績の優劣を判断するための情報（財務諸表）が不可欠である。
- そこで金融商品取引法は、上場会社などに財務諸表の公表を要求している。
- その情報は、EDINET（Electronic Disclosure for Investors' Network）で、金融庁に届出られ、誰でも閲覧できる。
<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

財務諸表の信頼性

■ 財務諸表は会社の成績表

会社法のもとで、利害調整に利用され、

金融商品取引法のもとで、情報提供に利用され、資本市場の機能を促進する。

ただし、財務諸表は会社自身が作成するので、常にすべてが真実とは限らない。

■ 会社が利益額を操作する動機

〈利益捻出〉

① 有利な資金調達 ----- 銀行借入、社債発行、新株発行のいずれも、利益が大きいほど有利

② 経営者の個人的利益 ----- 地位の保身、利益連動報酬（給与が会社の利益に比例する制度）

〈利益圧縮〉

③ 節税 ----- 利益に課される税金を減らすために利益を削減

④ 有利な交渉の展開 ----- 利益が多すぎると各種の交渉（取引価格・賃上げ・増配など）で不利

■ 利益操作の予防と発見のための監査の実施

- 監査とは、会社から独立した会計専門家である公認会計士が、財務諸表の正しさについて行う調査。
- 会社法は「会計監査人監査」とよび、大会社（資本金5億円以上または負債合計200億円以上）に対して強制。
金融商品取引法は「公認会計士監査」とよび、上場会社などに対して強制。

経済社会のインフラである会計の信頼性を守る仕事が、公認会計士による「監査」である。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

ソフトバンクグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士

中川正行 ㊞、山田政行 ㊞、酒井 亮 ㊞、平野礼人 ㊞

当監査法人は、**金融商品取引法**第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンクグループ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の**連結財務諸表**、すなわち、**連結財政状態計算書**、**連結損益計算書**、**連結包括利益計算書**、**連結持分変動計算書**、**連結キャッシュ・フロー計算書**及び**連結財務諸表注記**について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任（転載省略）

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。（中略）当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の**連結財務諸表**が、国際会計基準に準拠して、ソフトバンクグループ株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の**財政状態**並びに同日をもって終了する連結会計年度の**経営成績**及び**キャッシュ・フロー**の状況をすべての重要な点において**適正に表示しているものと認める。**

公認会計士の使命と仕事

■公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する**情報の信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって**国民経済の健全な発展に寄与**することを使命とする。」

■公認会計士の主要な仕事（公認会計士法第2条）

(1) **財務諸表の適正性に関する監査**

会社法と金融商品取引法が求める監査は、公認会計士だけに認められた独占業務

(2) **企業経営に関する助言や指導**

経営コンサルティング、税金に関する業務など

■「良き人生」のための三条件

① 専門能力を生かして**社会に貢献した**という達成感

会社をめぐる不正や虚偽情報を予防・摘発し、社会正義を促進する。

② 周りの人々による、**立派な人物としての認知**

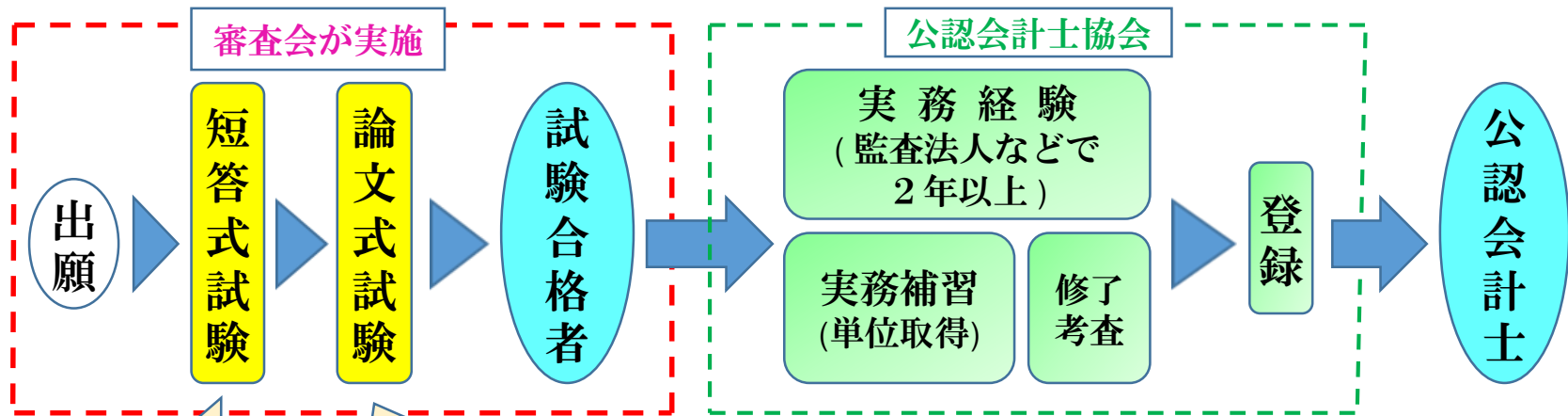
公認会計士は、国家試験に合格した者だけに与えられる資格である。

③ 努力と能力に見合った**経済的報酬**

一例として、上場会社の初任給 vs 監査法人の初任給 を比較すると・・・。

公認会計士への道

■公認会計士の試験制度



4 科目

試験は
12月と5月
財務会計論
管理会計論
監査論
企業法

5 科目

<必須科目>
会计学
監査論
企業法
租税法

試験は 8月

<選択科目>
(1科目)
経営学
経済学
民法
統計学

- * 試験は年齢・学歴に関係なく誰でも受験できる。
- * 短答式試験の合格者は、その後2年間にわたり、短答式試験の受験を免除される。
- * 論文式試験が不合格の場合でも、高得点科目はその後2年間にわたり、その科目の受験が免除される。
- * 実務経験は、試験合格の前後いずれでもよい。

■令和元年度の合格実績

試験合格者1,337人 ÷ 願書提出者 12,532人 = 10.7%

試験合格者1,337人 ÷ 論文式受験者3,792人 = 35.3%

ご清聴ありがとうございました。

輝かしい未来を築くために
充実した学生生活を送ってください。

櫻井久勝 自己紹介

略 歴 1952年生まれ
1971年4月～1979年3月 学生として神戸大学経営学部・大学院に在学
この間に 1977年3月 公認会計士 登録
1979年4月～2016年3月 教員として神戸大学経営学部に勤務
この間に 1992年10月 神戸大学から博士(経営学)の学位取得
2016年4月～2019年3月 教員として関西学院大学商学部に勤務
この間に 2015年9月～2018年9月 日本会計研究学会 会長
2019年4月～ 公認会計士・監査審査会 会長

主要著書 ①『会計利益情報の有用性』千倉書房、1991年3月。(博士論文)
②『財務会計講義』中央経済社、初版1995年、第21版2020年。
③『財務諸表分析』中央経済社、初版1996年、第8版2020年。
④『会计学入門』日経文庫、初版1996年、第5版2018年。
⑤『財務会計・入門』有斐閣、初版1998年、第13版2020年。(共著)
⑥『テキスト国際会計基準』白桃書房、初版2001年、新訂第7版2018年。(編著)